

事業事前評価表
国際協力機構 東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課

1. 基本情報

国名：ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（投資促進・金融セクター開発プログラム・ローン）（COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan（Investment Promotion and Financial Sector Development Program Loan））

L/A 調印日：2020 年 9 月 1 日

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国におけるマクロ経済・投資・貿易環境整備・金融セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ミャンマーは 2011 年の民政移管以降、堅実な経済成長を続けており、輸出や海外からの投資の増加も受けて、年 6%を超える高い GDP 成長率を維持してきた。他方、2020 年 1 月以降、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）の感染拡大により深刻な経済影響が見込まれており、2019/20 年度の GDP 成長率は 0.5%に落ち込むと予想されている（世界銀行）。

2020 年 3 月 23 日にミャンマー国内における最初の COVID-19 感染者が確認された後、旅客航空便の運航停止、ヤンゴンの一部地区における自宅待機措置等、政府による抑え込み策が本格化し、実体経済に対する需給両面からの影響が懸念されている。貿易面では、1 月下旬以降、ミャンマーの貿易総額の 2 割弱を占める中国国境での輸出入額が、前年比でほぼ半減（商業省発表）するといった影響が出ている。外国直接投資については外資企業職員の帰国等、活動の縮小が継続しており、今後の投資流入状況は楽観視できない。

こうした影響により、税収減及び経済対策・保健分野などを中心とする財政支出増による財政赤字の拡大が予想されている。また、貿易赤字の拡大、外国投資流入の減少により、国際収支も悪化が見込まれている。

COVID-19 の感染拡大による経済影響を受け、ミャンマー政府は、2020 年 4 月 27 日に COVID-19 Economic Relief Plan（以下「CERP」という。）を発表した。CERP には 7 つの柱のもとに、2020 年末までに達成を目指す合計 76 のアクションが盛り込まれている。ミャンマー政府は、CERP の実行を通して、COVID-19 の経済への影響を最小化し、迅速な経済の活性化を目指す方針であるが、その実施には 20 億ドルの支出が必要と見込んでおり、それを下支えするための財政支援が喫緊の課題となっている。

また、ミャンマーは、輸出額の 7.7%、輸入額の 4.2%（2017/18 年度）を日本が占めるなど、日本との経済的結びつきに加え人的な交流も大きく、ミャン

マーでの感染抑制及び経済活動の維持・活性化は、ミャンマー進出本邦企業を含む日本経済へも貢献する。

さらに、COVID-19 終息後を見据え、その後の安定した経済成長を実現するためには、ミャンマー経済を支える海外からの投資や国内市場の更なる活性化が不可欠である。投資・貿易環境整備の分野では、手続きの簡素化、通関の迅速化等が課題となっている。また、金融基盤整備の分野では、中央銀行の決済システム導入などの制度近代化が進む一方、各金融機関が持つシステムとの接続や関連人材の育成、システムの保守・管理等課題が残る。

このような状況下、新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款（投資促進・金融セクター開発プログラム・ローン）（以下「本事業」という。）は、ミャンマー政府に財政支援を行うことで、ミャンマー経済の活性化を図りつつ、投資・貿易環境及び金融基盤の整備に資する政策・制度改善を通じて、当国の安定的な経済成長に寄与するものである。

（２）マクロ経済・投資・貿易環境整備・金融セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

2012 年 4 月に策定された「対ミャンマー経済協力方針」において、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」を重点分野の一つとしており、本事業は、この重点分野として位置付けられる。また、2016 年 11 月に日本政府とミャンマー政府で合意された「日ミャンマー協力プログラム」の柱には「都市部の製造業集積・産業振興」、「国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出」、「金融制度整備支援」が掲げられており、これらの協力方針にも合致する。

（３）他の援助機関の対応

COVID-19 への対応として、世界銀行は保健セクターへの融資を、IMF も緊急融資を承認済み。投資・貿易環境整備、金融セクターに対する対応として、ADB は、「ビジネス環境強化支援」（2017 年～）を実施中、また世界銀行は、「金融セクター開発事業」（2016 年～）を支援中。IMF は金融政策、為替政策等、幅広く金融セクターへの協力を行っている。

3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、COVID-19 の感染拡大による経済影響が深刻化するミャンマーに対する財政支援を行うことにより、当国の経済対策である CERP の実施、及び投資・貿易環境、金融基盤の整備に資する政策・制度改善の促進を図り、もって当国の経済の活性化と安定的な成長及び開発努力の促進に貢献するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

ミャンマー全土

(3) 事業内容

財政支援を通して、ミャンマー政府が CERP に基づいて実施する経済対策を支援するとともに、その後の安定的な経済成長を実現するために、投資・貿易環境及び金融基盤の整備に資する政策・制度課題の改善を促すため、以下を柱とする政策マトリクスの達成状況を確認し、ミャンマー政府による主体性な取り組みの促進・改善の継続を図る。

(ア) 経済安定化に向けた金融・財政政策の実施

(イ) 民間セクターの活性化に向けた投資・貿易環境の整備

(ウ) 商業活動の活性化に向けた近代的な金融基盤の整備

(4) 総事業費：借款額 30,000 百万円

(5) 事業実施期間：貸付完了（2020 年 10 月予定）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：計画財務工業省（The Ministry of Planning, Finance and Industry）

4) 運営・維持管理機関：計画財務工業省（The Ministry of Planning, Finance and Industry）

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

投資・貿易環境整備の分野では、技術協力「通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト」（2014-2020 年）、「同フェーズ 2」（2020-2023 年）、技術協力「産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト」（2019 年-2024 年）、また金融基盤整備の分野では技術協力「資金・証券決済システム近代化プロジェクト」（2014 年-2020 年）、無償資金協力「金融市場インフラ整備計画」（2018 年 G/A 締結）、円借款「中小企業金融強化事業（フェーズ 2）」（2018 年 L/A 調印）等を実施中。

2) 他援助機関等の援助活動

政策マトリクスの策定に際して、同様の緊急融資を検討している IMF 等と協議を行っており、モニタリングに際しても連携して CERP の進捗を確認予定。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限で

あると判断されるため。

2) 横断的事項

貧困対策・貧困配慮：本事業において実施を後押しする CERP の柱には、労働者の負担軽減、家計への影響の緩和が含まれている。具体的には貧困率の高い少数民族地域を含む COVID-19 の影響を受けている脆弱層に対して食糧や現金支給を行うといったアクションが含まれており、本事業のモニタリング期間においては、これらのアクションが脆弱層にも行き渡るように CERP の進捗をモニタリングする。

3) ジェンダー分類：対象外 GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
＜活動内容/分類理由＞本事業では、Program Implementation Unit のスタッフの女性比率を 30%以上とすることを合意したものの、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントに資する具体的な取り組みを実施するに至らなかったため。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

アウトカム（運用・効果指標）

指標名	基準値	目標値(2022 年) 【事業完成 2 年後】
中小企業向け融資残高 (注 1)	1,274,605 百万チャット (2019 年 6 月)	1,500,000 百万チャット
MACCS 稼働地 (注 2)	3 地点 (2020 年 4 月)	4 地点
CBM-NET2 との直接接 続銀行数 (注 3)	-	9 行

(注 1) 国有銀行及び市中銀行の合計 中央銀行発表

(注 2) MACCS：ミャンマー通関電子化システム

(注 3) CBM-NET2：無償資金協力「金融市場インフラ整備計画」で供与される中央銀行の決済システム

(2) 定性的効果：経済活動の回復・安定、雇用の維持、投資・貿易促進、経済の安定的な成長。

(3) 内部収益率：プログラム型借款案件のため内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件：特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

リーマンショック時に実施された東南アジア三カ国向け緊急財政支援円借款

（フィリピン「緊急財政支援円借款」・インドネシア「気候変動対策プログラムローン（II）（景気刺激支援）」・ベトナム「第 8 次貧困削減支援借款（景気刺激支援）」）（評価年度 2011 年）の事後評価結果等では、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことである場合、その効果を高めるためには、支援供与のタイミングが非常に重要であり、可能な限り、支援供与までの手続の簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましいとの教訓が得られている。

上記を踏まえて、本事業においては、ミャンマー側での必要な承認手続きを前提条件付で予め取得するなど、両国関係者間で諸手続きを迅速化するとともに、政策マトリクスの設定に際しても、既往の技術協力等の成果と連動させることで、迅速かつ日本らしい支援の実現を両立させる工夫を行っている。

7. 評価結果

本事業はミャンマーの開発課題・開発政策及び我が国の援助方針と整合し、ミャンマー政府による CERP の実施、及び投資・貿易環境、金融基盤の整備に資する政策・制度改善の促進を図り、もって当国の経済の活性化と安定的な成長及び開発努力の促進に資するものであり、SDGs ゴール 8（経済成長・雇用）、9（産業と技術革新の基盤）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（１）今後の評価に用いる指標

４．のとおり。

（２）今後の評価スケジュール

事業完成 2 年後 事後評価

以 上